

計算書類の体系イメージ（案）

資料 4

現会計基準による計算書類

- 助成法が根拠
- 所轄庁による補助金の適正配分が目的

- 資金収支計算書
 - 資金収支内訳表
 - 人件費支出内訳表
 - 活動区分資金収支計算書
- 事業活動収支計算書
 - 事業活動収支内訳表
- 貸借対照表
 - 固定資産明細表
 - 借入金明細表
 - 基本金明細表

計算書類からは除き、助成法で提出を求める書類として位置付ける

新会計基準による計算書類

- 私学法が根拠
- ステークホルダーへの情報開示が目的

- 資金収支計算書
- 活動区分資金収支計算書
- 事業活動収支計算書
- 貸借対照表
- 附属明細書
 - 固定資産明細表
 - 借入金明細表
 - 基本金明細表
 - セグメント情報

※学校、附属施設等の部門別の
情報表示を検討
(附属明細書又は注記事項を想定)

※計算書類は全て備置き・閲覧の対象となる（私学法）
また、全てインターネットによる公表（★1）の対象とする方向（施行規則）

※計算書類は全て会計監査人監査（★2）の対象とする方向（施行規則）

★★
1 2
大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他の法人は努力義務

ポイント

- 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。